

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して5つの選択肢が用意されおり、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙に記された記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。

※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
- (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
- (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 携帯電話はアラームモードを解除のうえ、電源を切り、鞄にしまうこと。
- 8 電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 次の記述は、計量法第1条の目的に関するものであるが、空欄（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

この法律は、（ア）の基準を定め、（イ）な計量の実施を確保し、もつて（ウ）に寄与することを目的とする。

- | （ア） | （イ） | （ウ） |
|-------|-----|----------------|
| 1 計量 | 適正 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 2 計量器 | 公正 | 産業の発展及び生活の質の向上 |
| 3 計量 | 公正 | 産業の発展及び学術の向上 |
| 4 計量 | 適正 | 産業の発展及び学術の向上 |
| 5 計量器 | 正確 | 経済の発展及び文化の向上 |

問2 計量法の定義等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。
- 2 「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造は含まれない。
- 4 「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
- 5 物象の状態の量には、加速度は含まれる。

問3 非法定計量単位の使用の禁止が適用されない取引又は証明として誤っているものを次の中から一つ選べ。

- 1 計量法第2条第1項第2号に掲げられた物象の状態の量（纖度、比重その他の政令で定めるもの）についての取引又は証明
- 2 無償で行われる取引又は証明
- 3 輸出すべき貨物の取引又は証明
- 4 貨物の輸入に係る取引又は証明
- 5 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における取引又は証明であって政令で定めるもの

問4 計量法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって法定計量単位による目盛又は表記を付したものについて禁止されていることは、ア～オのうちいくつあるか、次の中から一つ選べ。

- ア 製造
イ 販売
ウ 販売の目的で陳列
エ 所持
オ 輸出

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問5 次の記述は、商品の販売に係る計量に関するものであるが、ア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

- ア 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。
イ 計量法第12条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量を法定計量単位により示して販売するときは、量目公差を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
ウ 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようしてその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めることによりこれを表記しなければならない。
エ 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、輸入の事業を行う者の氏名又は名称及び住所を付記しなくてもよい。
オ 密封とは、商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問6 計量法第18条で規定する特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器として、政令で定められていないものを一つ選べ。

- 1 水道メーター
- 2 ガスメーター
- 3 燃料油メーター
- 4 駆音計
- 5 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）

問7 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 2 指定定期検査機関の指定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 指定定期検査機関は、検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有することであること。
- 4 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（業務規程）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

問8 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 電気計器以外の特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、あらかじめ、市町村を経由して都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器を製造する場合であっても、その事業の届出をしなければならない。
- 3 電気計器以外の特定計量器の届出修理事業者は、届出に係る事項（事業の区分に係るものを除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

問9 特定計量器の販売に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、事業の区分に従い、あらかじめ、氏名又は名称等を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり（政令で定める特定計量器を除く。）、分銅及びおもりのみである。
- 3 届出製造事業者又は届出修理事業者は、その届出に係る特定計量器であってその者が製造又は修理をしたもの販売の事業を行おうとする場合であっても、その販売の事業の届出をしなければならない。
- 4 販売事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。
- 5 販売事業者は、その届出に係る事項（事業の区分に係るもの）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問10 次の記述は、計量法第72条の検定証印に関するものであるが、空欄（ア）～（エ）に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

（ア）、使用条件、使用状況等からみて、検定について（イ）を定めることが適當であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の（イ）は、その政令で定める（ウ）とし、その（エ）を検定証印に表示するものとする。

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
1 構造	有効期限	期限	満了の年月日
2 型式	有効期間	期間	満了の年月日
3 型式	有効期限	期限	満了の年
4 構造	有効期間	期間	満了の年月
5 性能	有効期間	期間	満了の年月

問11 次の記述は、計量法第76条第1項の規定であるが、空欄（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

届出（ア）事業者は、その（ア）する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、（イ）の（ウ）を受けることができる。

(ア)	(イ)	(ウ)
1 修 理	経済産業大臣又は都道府県知事	承 認
2 製 造	経済産業大臣又は日本電気計器検定所	承 認
3 製 造	経済産業大臣又は都道府県知事	登 錄
4 修 理	経済産業大臣又は日本電気計器検定所	登 錄
5 製 造	経済産業大臣又は都道府県知事	承 認

問12 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する計量法第76条第1項の承認に係る型式に属する特定計量器（あらかじめ都道府県知事に届け出た輸出のため製造されるもの、及び試験的に製造されるものは除く。）について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 2 指定製造事業者は、その指定に係る申請書に記載した品質管理の方法に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を特定市町村の長に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、当該指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認められるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 4 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場を管轄する都道府県知事が行う。
- 5 指定を受けようとする外国製造事業者は、氏名又は名称及び住所等、事業の区分、製造開始年月日並びに品質管理の方法に関する事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

問13 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。
- 2 基準器検査は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。
- 3 基準器検査は、希望すれば誰でも申請により受検することができる。
- 4 基準器検査証印の有効期間は、計量器が基準器検査に合格したときに交付される基準器検査成績書に記載される。
- 5 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。

問14 指定検定機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 指定検定機関の指定の有効期間は3年である。
- 3 計量法第106条第3項において準用される計量法第38条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者は、指定検定機関の指定を受けることができない。
- 4 指定検定機関の指定は、経済産業大臣が行う。
- 5 指定検定機関の業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

問15 計量証明の事業に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

- ア 計量証明の事業の登録を受けた者は、その登録に係る計量管理規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならぬ。
- イ 計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構及び独立行政法人国立環境研究所の4法人である。
- ウ 計量証明の事業の登録には、有効期間の定めはない。
- エ 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- オ 計量証明の事業の登録を受けようとする者が、申請書に記載しなければならない事項の一つとして、事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士の住所及び氏名、がある。

- 1 1個
2 2個
3 3個
4 4個
5 5個

問16 次の記述は、計量証明検査に関するものであるが、空欄（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

計量証明検査の合格条件は、検定証印等（政令で有効期間が定められている特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること、その（ア）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと、である。

計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付し、（イ）を表示する。

計量証明検査に合格しなかった特定計量器に（ウ）が付されているときは、その（ウ）を除去する。

(ア)	(イ)	(ウ)
1 構造	その計量証明検査を行った年	計量証明検査済証印
2 性能	次回の計量証明検査の年月日	計量証明検査済証印
3 構造	その計量証明検査を行った年月	検定証印等
4 性能	その計量証明検査を行った年月	検定証印等
5 構造	次回の計量証明検査の年月日	計量証明検査済証印

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、計量証明検査を受ける必要はない。
- 2 計量証明事業者は、計量証明に使用する皮革面積計について、2年ごとに計量証明検査を受けなければならない。
- 3 計量証明検査を受けなければならない特定計量器には、検定を行った年月又は基準適合証印を付した年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しない検定証印等が付されているものは含まれない。
- 4 都道府県知事は、その指定する者（指定計量証明検査機関）に、計量証明検査を行わせることができる。
- 5 指定計量証明検査機関の指定は、3年ごとに更新を受けなければその効力を失う。

問18 次の記述は、計量法第121条の3で規定されている特定計量証明事業に係る証明書の交付に関するものであるが、ア～エの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

- ア 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付しなければならない。
- イ 特定計量証明認定機関は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- ウ 何人も、認定特定計量証明事業者が認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行った場合を除くほか、計量証明に係る証明書に経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- エ 認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令に定める標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

- 1 0個
- 2 1個
- 3 2個
- 4 3個
- 5 4個

問19 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者に申請して、その事業が計量法に定める認定要件に適合している旨の認定を受けることができる。
- 2 特定計量証明事業を行おうとする者の認定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 経済産業大臣は、認定特定計量証明事業者が不正の手段により認定の更新を受けた場合、その認定を取り消すことはできないが、特定計量証明事業を一定期間停止させることはできる。
- 4 認定特定計量証明事業者がその認定に係る事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定特定計量証明事業者の地位を承継する。
- 5 認定特定計量証明事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問20 計量士に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量士でない者であっても、計量士の補助者として計量の実務に従事している場合は、計量士の名称を用いることができる。
- 2 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 3 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、計量士に対し、その業務に関し報告させることができる。
- 4 計量士の登録を受けようとする者は、必ず計量士国家試験に合格しなければならない。
- 5 計量士の登録は、計量士として業務を行う地域を管轄する都道府県知事が行う。

問21 次の記述は、計量法第25条に関するものであるが、空欄（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

計量士は、都道府県知事又は特定市町村の長が行う（ア）に代わる検査を行い、その特定計量器が合格条件に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を（イ）に（ウ）ことができる。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	計量証明検査	都道府県知事又は特定市町村の長	交付する
2	検定	その特定計量器を使用する者	届け出る
3	検定	都道府県知事又は特定市町村の長	届け出る
4	定期検査	その特定計量器を使用する者	交付する
5	定期検査	都道府県知事又は特定市町村の長	交付する

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、当該事業所で使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分、がある。
- 2 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、計量士による検査を受けなければならない。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器については、都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受ける必要はない。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。
- 5 経済産業大臣は、指定を受けた適正計量管理事業所が指定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、その基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

問23 特定標準器による校正等を行う指定校正機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。
- 2 指定校正機関は、経済産業大臣が指定する。
- 3 指定校正機関は、特定標準器による校正等を行つたときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。
- 4 指定校正機関の指定の基準には、計量士として登録された者を置く規定はない。
- 5 経済産業大臣は、指定校正機関の職員に、登録事業者（計量法第143条の登録を受けた者）への立入検査を行わせることができる。

問24 次の記述は、計量法第143条第2項第1号の規定であるが、空欄（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

（ア）による校正等をされた計量器若しくは（イ）又はこれらの計量器若しくは（イ）に（ウ）して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは（イ）を用いて計量器の校正等を行うものであること。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	特定計量器	特定標準物質	連続
2	特定計量器	標準物質	連鎖
3	特定標準器	標準物質	連鎖
4	特定計量器	標準物質	連続
5	特定標準器	特定標準物質	連鎖

問25 計量法の立入検査、罰則等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定市町村の長は、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（計量法第16条第1項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。
- 2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 計量士でない者が計量士の名称を用いても、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長から勧告を受けるだけで、罰金には処せられない。
- 4 取引又は証明における法定計量単位による計量に計量器でないものを使用した場合、懲役若しくは罰金に処せられ、又はこれを併科される。
- 5 特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、取引若しくは証明における計量をする者に対し、その業務に関し報告させることができる。